

業務委託契約書の内容を分かりやすく要約しましたので参考にしてください。
詳細内容につきましては、業務委託契約書を確認してください。

第1条（業務委託合意）第2条（委託範囲）

- ・業務委託の内容について記載しています。

第3条（仕様）

- ・お仕事は、原則ワーカーマニュアルの通りをお願いします。
- ・特殊な仕様、その他の条件は都度マイページ上で取り決めします。

第4条（本委託業務の成立）

- ・マイページ上でお受けいただくことで成立します。

第5条（成果物の納入）

- ・納品は、特別な指示がない限りマイページからお願いします。
- ・大幅な納期遅れ等で、当社のお客さまに迷惑をかけた場合に、賠償責任を問われてしまう場合がありますので、納品について問題が起きそうな場合は、すぐに連絡してください。

第6条（検収）

- ・マイページでOKが出ましたら、納品完了です。問題がある場合再度修正してもらう場合があります。

第7条（報告）

- ・業務の完了報告マイページをからお願いします。また、必要に応じて進捗連絡もしてください。

第8条（業務委託料の支払い）

- ・請求書をいただいた月の翌月末日までに支払います。
- ・振込手数料は東京反訳が負担します。

第9条（相殺）

- ・もし東京反訳に対して債務（特定の行為や給付の義務）がある場合、相殺することがあります。

第10条（遅延損害金）

- ・支払い遅延が起きた場合は、法律に則って遅延損害金を支払います。

第 11 条（途中終了時の委託料）

- ・終了時までの委託料を支払いますが、ワーカーさまに非がある場合は支払いません。

第 12 条（契約不適合責任）

- ・民法の「契約不適合責任」に則って、成果物に問題が発見された場合は、再納品や委託料の減額請求等をお願いする場合があります。

【検索 POINT】 契約不適合責任

例) https://keiyaku-watch.jp/media/keiyakuruikei/minpo202004_keiyakufutekigo

第 13 条（品質保証）

- ・仕様を守り、フィードバックがあった際はしっかりと対応してください。

第 14 条（知的財産権） 第 15 条（所有権）

- ・成果物の「知的財産権」「所有権」はすべて東京反訳のものとなります。

【検索 POINT】 知的財産権 所有権

例) <https://www.jpo.go.jp/system/basic/index.html>

第 16 条（再委託の禁止） 第 17 条（権利義務の譲渡等の禁止）

- ・ワーカーさま以外の人（法人含む）への再委託や権利義務の譲渡は一切禁止です。

第 18 条（秘密情報） 第 19 条（秘密情報の取扱い）

- ・東京反訳から渡す情報は原則すべて秘密情報になります。情報漏洩しないように厳密に管理してください。

第 20 条（秘密情報の返還）

- ・秘密情報は、案件終了後 1 カ月以内に適切に返却または破棄し、破棄証明書を提出してください。

第 21 条（情報セキュリティ）

- ・ワーカーさまは年一回の「セキュリティチェック」をはじめとした、弊社の情報セキュリティに対する取り組みに協力してください。
- ・東京反訳は通じて知った情報を不当に利用してはいけません。

第 22 条（契約期間）

・契約は1年間です。契約満了1カ月前までに契約終了の申し出がなければ1年間延長されます。

第23条（中途解約）

- ・東京反訳は1カ月以上前に事前予告することで契約を解除できます。
- ・解除までに完成した成果物の委託料はお支払いします。

第24条（契約の解除）

- ・営業許可取り消し、支払い不能、仮差押、破産など営業の存続ができない場合。
- ・ワーカーさまより契約解除の申し出があり、受理した場合。
- ・ワーカーさまの都合により、1年以上仕事を受けていただけない場合。
- ・音信不通で連絡が取れなとき。

第25条（損害賠償責任）

- ・契約違反により損害を受けた場合は、相手方に損害賠償請求ができます。

第26条（個人情報保護）

・東京反訳から渡す情報の大部分に個人情報が含まれます。秘密情報と同様に、情報漏洩しないように厳密に管理してください。

第27条（反社会勢力の排除）

- ・反社会勢力と関わっていないこと、今後も関わらないことを誓約してください。

第28条（契約関係の確認）

- ・本契約は、請負契約であり雇用や派遣契約ではありません。

第29条（不可抗力免責）

・天変地異や戦争など、どうしようもない状況下で業務が出来なくなった場合、損害賠償は発生しません

第30条（存続条項）

- ・契約が終了しても、第12条・第14条・第15条・第17条・第18条・第21条の(3)・(4)・第25条・第26条・第27条・第32条は有効に続きます。

第31条（協議解決）

- ・契約にない問題が起きた場合は、話し合いで解決します。

第 32 条（準拠法及び専属的合意管轄）

- ・本契約は、日本の法律に準拠します。裁判が起きた場合は東京で行います。

東京反訳ソーシャルメディアガイドライン

- ・インターネット上で東京反訳から受けた仕事の内容を一切公開してはいけません。罪に問われます。